

「藤巻の“さと”を育む会」からの報告とお願い

当面の「まちづくり」に関して事務局の基本的考え方（自治会役員会での決定事項）

事務局長 池田 章一郎

1、第2次整備プログラム「削除検討区域」に対して行われた説明会について

第2次整備プログラムによって都市計画公園削除検討区域（及び境界付近）の方への、変更内容とその手続きについての、都市計画課による説明会が本年2月15日に行われた。

当然のことながら、これはその区域の住環境その他についての将来像や整備方針を示すものではなく、単に「都市計画公園削除」をするにあたっての行政手続きとその後の規制、税制の変更点を説明するとともに、削除と非削除の境界を明示（自己の所有地はどちらになっているのか）するための説明と質疑応答で、今後の「まちのあり方」や整備についての議論の場ではない。

非削除区域については、都市計画の制度のなかでの変更は一切ないので、都市計画課からの説明会は今後ともありえない。その区域に説明会開催を求める要望もあるが、別の方式を検討中である。

そのなかで、①削除区域とならなかった理由 ②整備プログラム自体の抜本の変更と「それによって従来の第3期事業着手から借地対応区域」に変更になった理由 ③「借地対応区域」「オアシスの森づくり」とは何か ④「藤巻町の非削除区域に対するそれらの適用方針」については 緑地事業課その他の緑政部門の方からの早期の説明と意見交換が必要なことは当然である。

それについては、事務局および自治会執行部として、当局の関係各課と調整中。ただ正直なところ、関係各課は①～③に対する漠然とした概念はあるものの特に④については内容把握を始めたところで説明や質疑に対応できる態勢は整っていないようなので、目的を達成できるか疑問もある。

2 藤巻町の住環境問題について

藤巻町の住環境問題は、第2次整備プログラムで進展があるものではなく、日常生活の不便は変わらない。

特に右図④ ⑤ ⑥ の悪路・下水・排水問題の処理の解決に向かって、方針をたて体制を整えなければならない。

3 まちづくり基金による喫緊課題道路整地

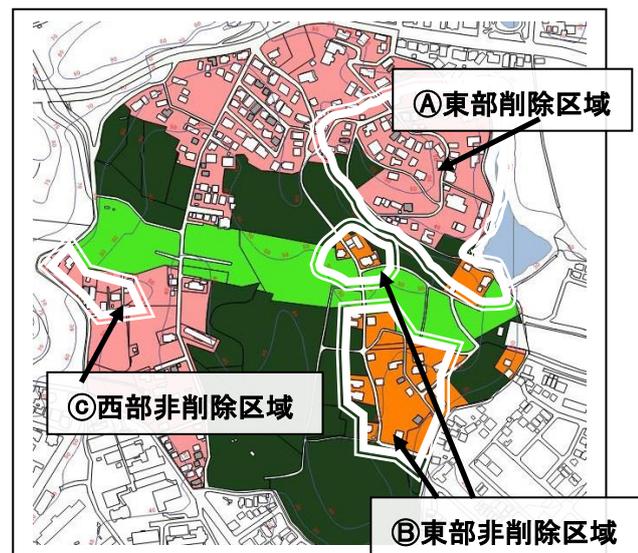
第2次整備プログラムによって藤巻町各区域の将来像がかなり明確になった。

これにより本格的に課題を抱えた各区域が、住環境改善の方向を定めることができる段階に入ったことになる。

ただ、関係区域の方がこれから話しあって改善策を進めるにしても成果がみえてくるのには数年間必要だろう。

一方で、長年にわたる沿道住民の維持活動にも関わらず、沿道住民のみならず多くの町民の日常生活に支障をきたすため緊急に整備が必要、しかし諸事情により本格的対応の困難な通行路が町内にはいくつか存在する。

そのため、本格的な対応に取りかかる前の数年間を凌ぐ為に、藤巻町の先人の遺産を使って、「課題を抱えているが、今は対処が困難な路」の住民による整地作業を支援する「基金」創設が昨年の総会で決議された。これは1回かぎりの限られた資金による必須箇所に対する緊急対応であり、後の維持は沿道住民等のボランティア活動でお願いする。（自治会支援としての資材提供等は必要に応じて行う）上記④ ⑤ ⑥の諸問題に対する本格対応は（特に④）はこれから区域主体に体制を作り取り組むようお願いする（市との折衝等も含め、自治会も必要な役割を果たす）



4 上記④ ⑤ ⑥に対しての具体的説明

④については、下水・排水問題に対する取り組みとして一部私道所有者と接触を開始。区域関係者に執行部より別途相談する。

⑤⑥について 先日自治会長として、市役所本庁の関係各課とこの区域への今後の対応方針、特に「オアシスの森づくり」による住環境の改善の進め方について意見・情報交換したが、現時点では担当部門交代もあって、添付の「パンフレット」以上の説明の用意ができないとのことであった。むしろ住民の皆様への要望や意見をお聞きしたいとのことであったので、住民が望み生活に役立つ「オアシスの森づくり」について行政も参加し説明もしてもらおう住民・行政意見交換会を9月頃に開催するべく準備中である。